令和8年度版　措置費のしおり
～児童自立生活援助事業Ⅰ型※編～

※自立援助ホームにて実施する場合。

広島県健康福祉局こども家庭課

＝お問合せ先＝

〒730-8511　広島市中区基町 10-52

電話　082-513-3167／FAX　082-502-3674

はじめに

　このしおりは、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和8年7月 17 日一部改正）を基に作成しています。
　当該年度の改正が行われるまでは、本しおりに記載の保護単価を暫定の単価として請求してください。

目　次

1. 措置費支弁（支払い）の流れ…… 1
2. 新年度の事務 …… 2
3. 概算払い …… 5
4. 支払い内容の確認表…… 8
5. 精算 …… 10
6. 支払われる経費（事務費を除く） …… 13
7. 各費目の概要 …… 15
8. 様式一覧表 …… 24
9. 各様式～記入例～ …… 26

1　措置費支弁（支払い）の流れ

措置費とは、施設を運営していくために必要な職員の人件費や児童に係る生活費や教育費など、児童の養育に必要な費用のことです。

★措置費支払の流れは次のとおりです。

◆概算払い【四半期単位】

４月、７月、１０月、１月

↓

◆支払い内容確認表の提出【四半期単位】

↓

◆精算【四半期単位】（事務費保護単価の設定後に行います。）

★（暫定）定員の設定

↓

★加算の申請・認定

↓

★事務費保護単価の設定

★支弁（支払い）費目

〇事務費

（ア）施設を運営するために必要な職員の人件費、その他事務の執行に伴う諸経費。

（イ）児童等１人当たりの事務費の月額保護単価は、個々の施設ごとにその所在する地域等により異なり、施設を所管している自治体において設定します。

（ウ）一般分保護単価に加算分保護単価（民間給与改善費等）を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とします。

〇事業費

（ア）事務費以外の経費であって、児童の養育に直接必要な諸経費を総称したもので、国が定めている保護単価（※）をそのまま設定します。

※児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について

（令和5年5月 10 日こ支家第 47 号）【一部改正　令和8年7月 17 日こ支家第 351 号】

※「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について

（令和5年5月 10 日こ支家第 49 号）【一部改正　令和7年8月1日こ支家第 344 号】

2 新年度の事務

措置費は、広島県から口座振替にて支払われます。

第1四半期概算払請求書に「口座振替依頼書」又は「委任状」のいずれかを添付してください。

※理事長又は施設長の変更が予定されている場合は、事前に連絡してください。

◆口座振替依頼書（別紙1）

措置費請求者が社会福祉法人理事長である場合は、理事長名義の口座を指定してください。

◆委任状（別紙2）

児童福祉法に基づく措置費の請求、受領及び返還に関する一切の事務を施設長が行う場合、施設長を代理人と定めた委任状が必要になります。

※別紙1の提出は不要です。

別紙１

口座振替依頼書

令和　　年４月１日

広 島 県 知 事　　様

住　　所
法　人　名
代表者氏名

令和　　年度中の児童福祉法に基づく措置費について、次の預金口座へ振替えてください。

振替先

金融機関名	
支店名	
預金種目	
口座番号	
フリガナ 口座名義	

別紙２

委　　任　　状

令和　　年４月１日

（委任者）　住　　所
法　人　名
代表者氏名　　印

私は、次の者を代理人と定め、令和　　年度中の児童福祉法に基づく措置費の請求、受領及び返還に関する一切の権限を委任します。

なお、令和　　年度中の児童福祉法に基づく措置費の支払は、次の預金口座へ振替えてください。

代理人

住　　所

施　設　名

施設長氏名　　印

振替先

金融機関名	
支店名	
預金種目	
口座番号	
フリガナ 口座名義	

３ 概算払い

（ア）新年度の事務費保護単価の設定がされるまでは、前年度3月の保護単価を使用します。

（イ）四半期単位で概算払いを行います。

- 第1四半期（4月～6月分）
- 第2四半期（7月～9月分）
- 第3四半期（10 月～12 月分）
- 第4四半期（1月～3月分）

（ウ）提出締め切り・・・・・ 4月、7月、10 月及び1月の各月5日必着
（エ）振 込 予 定 日・・・・・ 〃 20 日
㊟20 日が休日又は祝日の場合…翌営業日
〃 土曜日の場合…前日（金曜日）
（オ）提 出 書 類・・・・・「措置費等概算払請求書」及び「内訳書」を
原則、電子申請システムより提出を行ってください。
（カ）提 出 部 数・・・・・ 各1部

注 意 事 項

- 措置費の請求、受領及び返還に関する一切の権限を施設長が委任を受けている施設においては、請求者は施設長となります。
- 請求日は、請求書の記載日を記入してください。
- 教育費や給食費等実費相当分が支払われる費目についても、概算払い出来ます。必要に応じて請求してください。
- 「特別育成費」の交通費以外の各費目は、各保護単価を上限として見込み額を請求してください。
- 請求が無い費目の行は、削除して構いません。

様式第20号（第21条関係）

措置費等概算払請求書

￥

児童福祉法 第27条第１項第３号 / 第33条の６第１項 の規定により 措置 / 委託 された児童等に対する

令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの措置費等として，上記のとおり請求します。

令和　　年　　月　　日

広 島 県 知 事 様

郵 便 番 号
施設所在地
施　　設　　名
代 表 者 名

設置者住所
設 置 者 名
代 表 者 名

措 置 費 概 算 請 求 額 内 訳

定員　　人　協定定員　県　　— 人

令和　8　年度第　　四半期　　暫定定員　　人　　市　　— 人

施設種別　　施設名

内訳			単価(円)	人員(人)	月数	金額(円)
事務費	一般分					
	加算費					
一般生活費			58,690			
被虐待児受入加算費			28,300			
教育費（特別支援学校高等部）	一般教育費		9,380			
	教材代					
	交通費					
	部活動費					
	入学時特別加算費		118,200			
	資格取得等特別加算費		57,620			
学校給食費（特支高等部のみ）						
見学旅行費			111,290			
特別育成費（高校生）	特別育成費					
	交通費					
	入学時特別加算費					
	資格取得等特別加算費					
	補習費					
	補習費特別					
	大学等受験費					
医療費						
冷暖房費	児童自立生活援助事業所A（別に定める基準に該当する児童）		870			
	児童自立生活援助事業所B		130			
職業補導費	対象児童		5,030			
	交通費					
就職（大学進学等自立生活）支度費	措置解除児童		82,760			
	特別基準対象児童		413,340			
受託支度費						
予防接種費						
防災対策費						
視力矯正費						
合計						

注）事務費の加算費の費目は，該当する加算の費目について記入すること。

黄色いセルには計算式を挿入済み。

4 支払い内容の確認表

各種証明書や領収書等をまとめたもので、概算で支払った措置費を精算する際に必要になります。四半期ごとにまとめて、提出してください。

〇提出締め切り

- 第1四半期・・・・・ 7月末
- 第2四半期・・・・・ 10 月末
- 第3四半期・・・・・ 1月末
- 第4四半期・・・・・ 4月 10 日

〇提出書類・・・・・「支払い内容確認表」及び証明書や領収書等

領収書は原本又は PDF で提出してください。

注　意　事　項

- 証明書や領収書等とは、保護単価一覧表に記載されている、費目別添付（必要）書類のことです。
- 資格取得等特別加算費、就職支度費特別基準、大学進学等自立生活支度費特別基準については、事前に申請が必要です。
- 特別支援学校高等部ならびに、特別育成費該当児童の在学証明書は、毎年、年度初め（5月末）までに提出してください。
- 同一施設において、一時保護委託から施設措置となった児童の措置が切り替わった月の事業費は、重複して請求しないよう、ご注意ください。
- 請求が無い費目の行は、削除して構いません。

【支払い内容確認表】児童自立生活援助事業Ⅰ型

令和　　年度第　　四半期　施設名（　　）

費　　目		月分	月分	月分
一般生活費		人	人	人
被虐待児受入加算費		人	人	人
教育費	一般教育費	人	人	人
	教材代			円
	交通費			円
	部活動費			円
	入学時特別加算費	人	人	人
	資格取得等特別加算費	人	人	人
学校給食費		円	円	円
見学旅行費		人	人	人
特別育成費	特別育成費			円
	交通費			円
	入学時特別加算費	円	円	円
	資格取得等特別加算費	円	円	円
	補習費	円	円	円
	補習費特別	円	円	円
	大学等受験費	円	円	円
医療費		円	円	円
冷暖房費	児童自立生活援助事業所Ａ（別に定める基準に該当する児童）	人	人	人
	児童自立生活援助事業所Ｂ	人	人	人
職業補導費	対象児童	人	人	人
	交通費	円	円	円
就職支度費	対象児童	人	人	人
	特別基準該当児童	円	円	円
大学進学等支度費	対象児童	人	人	人
	特別基準該当児童	円	円	円
受託支度費（罰に定める基準に該当する児童）		円	円	円
予防接種費				円
防災対策費（3月分のみ）				円
視力矯正費				円

５ 精　算

概算払いにより費用の支払いを受けた場合は、精算が必要になります。
精算書の提出は、当該年度の保護単価の設定後となります。

〇提出締め切り・・・・・ 事務費保護単価設定後に別途通知します。
〇提出書類・・・・・ 「措置費等概算払精算書」及び「措置費等精算額内訳書」を
原則、電子申請システムより提出を行ってください。
〇提出部数・・・・・ 各1部

注　意　事　項

- 措置費の請求、受領及び返還に関する一切の権限を施設長が委任を受けている施設においては、請求者は施設長となります。
- 請求日は、請求書の記載日を記入してください。
- 事務費のうち加算費は、該当する加算の費目を記入してください。
- 年度途中で措置解除となった児童の事業費(例：特別育成費等)は、措置が行われていた月の精算書に遅滞なく計上を行ってください。
- 「実費」で支払われる費目は、単価欄「実費」、人員欄「（所要人員数）」、金額欄「（実費を合算した額）」を記入ください。
- 請求が無い費目の行は、削除して構いません。

様式第21号（第21条関係）

措置費等概算払精算書

令和　　年　　月　　日

広　島　県　知　事　様

郵　便　番　号
施 設 所 在 地
施　　設　　名
代　表　者　名

設 置 者 住 所
設　置　者　名
代　表　者　名

児童福祉法 第27条第１項第３号 / 第33条の６第１項 の規定により 措置 / 委託 された児童等に対する

令和　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの措置費等について次のとおり精算（の上　額を請求）します。

概　算　払　受　領　額	￥
精　算　額	￥
差　引　過 / 不　足　額	￥

注）１　不要な文字は，消すこと。
　　２　用紙の大きさは，日本産業規格A列４とする。

様式第22号（第21条関係）措置費等精算額内訳書　　年度　第　四半期

定員　人　　協定定員　県　一人

暫定定員　人　　市　一人　　施設名

内訳		月分 単価（円）	月分 人員（人）	月分 金額（円）	月分 単価（円）	月分 人員（人）	月分 金額（円）	月分 単価（円）	月分 人員（人）	月分 金額（円）	合計 人員（人）	合計 金額（円）	備考
事務費	一般分												
事務費 加算費													
事務費 加算費													
事務費 加算費													
事務費 加算費													
事務費 加算費													
一般生活費		58,690			58,690			58,690					
被虐待児受入加算		28,300			28,300			28,300					
教育費（特支高等部）	一般教育費	9,380			9,380			9,380					
教育費（特支高等部）	教材代							実費					
教育費（特支高等部）	交通費							実費					
教育費（特支高等部）	部活動費							実費					
教育費（特支高等部）	入学時特別加算費	118,200			118,200			118,200					
教育費（特支高等部）	資格取得等特別加算費	57,620			57,620			57,620					
学校給食費（特別支援学校高等部のみ）								実費					
見学旅行費		111,290			111,290			111,290					
特別育成費	特別育成費							実費					
特別育成費	交通費							実費					
特別育成費	入学時特別加算費	実費			実費			実費					
特別育成費	資格取得等特別加算費	実費			実費			実費					
特別育成費	補習費	実費			実費			実費					
特別育成費	補習費特別	実費			実費			実費					
特別育成費	大学等受験費	実費			実費			実費					
医療費		実費			実費			実費					
冷暖房費	児童自立生活援助事業所A（別に定める基準に該当する児童）	870			870			870					
冷暖房費	児童自立生活援助事業所B	130			130			130					
職業補導費	対象児童	5,030			5,030			5,030					
職業補導費	交通費	実費			実費			実費					
就職支度費	措置解除児童	82,760			82,760			82,760					
就職支度費	特別基準対象児童	413,340			413,340			413,340					
大学進学等自立生活支度費	措置解除児童	82,760			82,760			82,760					
大学進学等自立生活支度費	特別基準対象児童	413,340			413,340			413,340					
受託支度費（別に定める基準に該当する児童）		44,630			44,630			44,630					
予防接種費								実費					
防災対策費（3月に計上）								実費					
視力矯正費		実費			実費			実費					
合計													

６　支払われる経費 R7 年度暫定単価（事務費を除く）★は、月初日（１日）委託されている場合のみ対象

費　目			特支高	高校生	その他※ア	添付書類
一般生活費※1		定額	★58,690 円			—
被虐待児受入加算※2		定額	★28,300 円			—
教育費 （特別支援学校高等部）	一般教育費※3－1	定額	9,380 円			—
	教材代※3－2	—	実費			**様式2**
	交通費※3－3	—	実費			**様式2－1** **様式3**
	部活動費※3－4	—	実費			**様式2－2**
	入学時特別加算費※3－5	定額	118,200 円			**在学証明書**
	資格取得等特別加算費※3－6	定額	57,620 円			**様式2－3**
学校給食費（特別支援学校高等部のみ）※4		—	実費			**様式4**
見学旅行費※5		定額	111,290 円			**様式5**
特別育成費 （高校生）	特別育成費※6－1 ●国公立　月額上限 28,330 円 ●私　立　月額上限 39,540 円	年額上限		月額上限× 当該年度の在学月数		**在学証明書** **様式6**
	交通費※6－2	—		実費		**様式6－1**
	入学時特別加算費※6－3	上限		118,200 円		**様式6－2**
	資格取得等特別加算費※6－4	上限		57,620 円		**様式6－3**
	補習費※6－5	月額上限	1,2 学年 20,000 円・3 学年 25,000 円			**様式6－4**
	補習費特別※6－6	月額上限	25,000 円			**様式6－5**
	大学等受験費※6－7	上限	158,000 円			**様式6－6**
医療費※7（別に定める基準に該当する児童）		—	実　費			**様式7**
冷暖房費	児童自立生活援助事業所 A ※8－1	定額	★870 円			**様式1**
	児童自立生活援助事業所 B ※8－2	定額	★130 円			—
職業補導費	職業補導費※9－1	定額			5,030 円	**職業補導機関の長の証明書添付**
	交通費※9－2	—			実　費	**領収書等**
就職（大学進学等自立生活）支度費	一般分※10－1，11－1	定額	82,760 円			**就職内定書・合格通知書等**
	特別基準※10－2，11－2	定額	413,340 円			**様式8，9，8－1，9－1**
受託支度費※11（別に定める基準に該当する児童）		—	実費（ただし、44,630 円以内）			**様式11**
予防接種費※12		—	実費			**様式12**
防災対策費※13			【3月に計上】実費（ただし、45 万円以内）			**様式13**
視力矯正費（就職している児童は除く）※14		上限	実費（ただし、上限あり）			**別紙様式**

※その他（※ア）の該当児童で特別育成費は、義務教育終了児童のうち、高校に在籍していない高校生相当の年齢児が対象（既に就職している児童は除く。）

特別育成費※6

費　目			高校生	高校に在籍していない児童(ウ)	添付書類
特別育成費	特別育成費 ※6-1	年額上限	**(ア)国公立 339,960 円** （月額 28,330 円 ×12 か月） **（イ）私立 474,480 円** （月額 39,540 円 ×12 か月）	―	在学証明 様式6
	交通費 ※6－2		実費	―	様式6－1
	入学時特別加算費 ※6－3	上限	118,200 円	―	在学証明 様式6－2
	資格取得等特別加算費 ※6－4	上限	57,620 円		様式6－3
	補習費 ※6－5	月額上限	1,2 学年 20,000 円 3 学年 25,000 円		様式6－4
	補習費特別 ※6－6 （対象となる児童のみ）	月額上限	25,000 円		様式6－5
	大学等受験費 ※6－7	上限	158,000 円		様式6－6

（ア）（イ）について

〇年度途中で、休学及び退学、施設を入退所となった場合は、施設に在籍していた期間のうち、高校の在学月数が、特別育成費の支弁対象となります。

月額保護単価×在学（在籍）月数＝その児童に関わる上限額とします

（ウ）について

〇義務教育終了児童のうち、高校に在籍していない高校生相当の年齢児が対象。

（既に就職している児童は除く。）

7 各費目の概要

※1 一般生活費

その児童に要する日常生活に必要な経済的諸経費。
〇月額保護単価×その月初日の措置児童数

※2 被虐待児受入加算

その児童を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費。
※承認通知があった児童のうち、加算対象期間の月初日に委託されている者が対象。

※3 教育費

■**※3－1** 一般教育費
児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む。）に必要な学用品費、習い事にかかる費用及び学習に用いるスマートフォン等の通信端末の購入・利用に係る費用。
※「習い事」については、ピアノや絵画、水泳、野球、サッカー、ダンス、習字、そろばん、英会話など、こどもの成長や能力の向上に役立つものについて対象となります。
※入退所及び措置停止等により、1か月の在籍日数が少なく、学用品に係る支出がなかった場合は、その月の請求は行わないでください。

■**※3－2** 教材代
特別支援学校高等部の通学児は、他の施策により教科書代の支給が無い場合には請求が可能。

■**※3－3** 交通費
・最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の、その普通旅客運賃の定期乗車券の実費を合算した額。（定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。）
・定期券を購入する際のデポジット及び、新幹線や座席指定等の料金は除く。
・学校の許可を受けた自転車通学に係る請求は、自転車購入費及び防犯登録費は対象とし、その他の費用は対象外とします。
・特別支援学校在籍の児童は、入学時に学校長の証明書（様式3「交通費（通学証明書）」）の提出が必要。

■**※3－4** 部活動費
・部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。
・部活動を行うに当たり必要な道具類等で、部員が一斉又は共同で購入する物品であること。
・他の児童が購入する物と同程度又は中等品とし、華美にならないよう注意してください。
・遠征費については、学校からの案内（遠征日時や内容が記載されているもの）、クラブ等で

費用を取りまとめる場合は、部活動顧問又は学校の領収書等の根拠資料を添付が必要です。

注意 地域クラブ活動については、学校教育の一環として行われる部活動とは性質が異なるため、措置費における部活動費の支弁対象外となります。ただし、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年 12 月文部科学省）の「地域クラブ活動に関する認定制度」に基づく 認定を受けた地域クラブについては、部活動費の支弁対象として差し支えありません。

■※3－5 特支高等部・入学時特別加算費

特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等。

※「在学証明書」の提出が必要です。

■※3－6 特支高等部・資格取得等特別加算費

・第3学年を対象とするもので、児童の自立や就職支援を目的とするための資格取得又は講習等の受講をするための経費。

・児童一人につき、在学中に1回限りの支弁となります。（少額の講習等を複数受講した場合は、合算した額を請求可能です。ただし、1人当たりの上限額の範囲内に限ります。）

・第3学年以外の児童で、請求を行う場合は事前に相談してください。

・義務教育終了児童のうち、高等学校に在籍していない児童（高校第3学年相当の年齢児）も対象。（既に就職している児童は除く。）

・“資格は多い方がよい”等の漠然としたものではなく、その資格が児童の自立や就職にどのように有効なのかを明確にする必要があります。資格取得の結果は問いません。

※4 学校給食費

学校給食費として徴収される実費を合算した額。

注意 学校給食費支払いの証明として、通帳の写し等を添付してください。学校給食費のほかに諸費等も含めて引き落としがある場合は、月額の徴収金額の内訳が確認できる資料（学校からの案内文等）を追加で添付してください。

注意 学校から調整等による返金が行われた場合は、マイナス計上した証明書を提出してください。

※5 見学旅行費

見学（修学）旅行に直接必要な交通費、宿泊、保険料等。

参加児童は、学校長の証明書（様式5「見学旅行参加証明書」）の提出が必要です。

※6　特別育成費

■※6-1　特別育成費（国公立／私立）

- 高等学校在学中における教育に必要な

A）　授業料

B）　クラブ費

C）　学校納付金・諸費

（入学金・学年費・学級費・生徒会費・PTA会費・積立金（修学旅行に係るものを除く）等）

D）　教科書代

E）　学用品費等の教科学習費

（学校の各教科の授業で必要な文房具類、体育用品、技術用具等の購入費。）

F）　入学後に購入の必要が生じた制服や体操服の教科外学用品等

G）　習い事（ピアノや絵画、水泳、野球、サッカー、ダンス、習字、そろばん、英会話など、こどもの成長や能力の向上に役立つもの）にかかる費用

H）　学習に用いるスマートフォン等の通信端末の購入・利用に係る費用

＜対象外の例＞

- 個人的に購入した参考書
- 修学旅行に係る経費（積立・保険料等）
- 就職や進学に係る費用等
- 購入の選択ができるもの

＜留意事項＞

① 毎年、年度初めに「在学証明書」の提出が必要です。

② 請求は、実費相当額を年額上限の範囲で請求を行い、年額上限に満たない場合は、その満たない額となります。

③ 特別育成費で諸費や授業料等を請求した後に、精算や減免等により返金があった場合は、遅滞なく返金があった月に△（マイナス）計上をしてください。

④ 年度途中で、休学及び退学、里親委託・解除となった場合は、委託期間のうち、高校の在学月数が、特別育成費の支弁対象となります。

⑤ 月額保護単価×在学（在籍）月数＝その児童に関わる上限額とします。

⑥ 上記4に該当する場合、在学期間確認の為、再度在学証明書を求める場合があります。

■※6-2　交通費

・最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の、その普通旅客運賃の定期乗車券の実費を合算した額とします。（定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。）

・定期券を購入する際のデポジット及び、新幹線や座席指定等の料金は除く。

・学校の許可を受けた自転車通学に係る請求は、自転車購入費及び防犯登録費は対象とし、その他の費用は対象外とします。

・全寮制の高等学校に通う児童等が施設に寄生する際に必要な交通費など高等学校生活に必要な交通費についても、支弁の対象として差し支えありません。

■※6-3　入学時特別加算費

高等学校入学に際し、必要な学用品費等として、入学月に計上を行ってください。
入学前に購入した制服一式・体操服・鞄・シューズ・上履き・シューズ袋等の教科外学用品が対象。

注意　入学に際し、学校指定の制服や鞄等がなく、実費がかかっていない場合は対象外となります。

■※6-4　資格取得等特別加算費

・第3学年を対象とするもので、児童の自立や就職支援を目的とするための資格取得又は講習等の受講をするための経費。
・児童一人につき、在学中に1回限りの支弁となります。（少額の講習等を複数受講した場合は、合算した額を請求可能です。ただし、1人当たりの上限額の範囲内に限ります。）
・第3学年以外の児童で、請求を行う場合は事前に相談してください。
・義務教育終了児童のうち、高等学校に在籍していない児童（高校第3学年相当の年齢児）も対象。（既に就職している児童は除きます。）
・“資格は多い方がよい”等の漠然としたものではなく、その資格が児童の自立や就職にどのように有効なのかを明確にする必要があります。資格取得の結果は問いません。

■※6-5　補習費

学習塾などを利用した際に係る通塾費用等に充てられる経費。

注意　施設内等において受講する通信教育等に必要な経費(授業料等)について請求が可能な場合があります。事前にこども家庭課へ相談を行ってください。
義務教育終了児童のうち、高等学校に在籍していない児童（高校生と同年齢の児童）も対象。（既に就職している児童は除く。）

■※6-6　補習費特別

「特別な配慮を必要とする児童」に対し、家庭教師等を施設に招き個別学習支援を行う方法等により実施した場合にかかる経費。

「特別な配慮を必要とする児童」とは、集団学習に馴染むことが困難であると考えられる高校生等。また、義務教育終了児童のうち、高等学校に在籍していない児童（高校生と同年齢の児童も対象。（既に就職している児童は除く。）
児童の状況を伺うため、事前にこども家庭課へ相談を行ってください。

■※6-7　大学等受験費

高等学校等に在籍している児童の大学等受験にかかる経費
「高等学校等に在籍している児童」には高等学校のほか、専修学校（高等課程に限る。）等

の大学受験資格を得られる施設に在籍している児童及び高等学校卒業程度支援に合格した児童等を含みます。

受験料、交通費、宿泊費、願書の取寄せ及び出願に要する費用等の大学等を受験するに当たって必要となる経費が対象となります。

「大学等」には、大学のほか、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る。）、その他法令に定めがあるこれらに準じる教育施設を含みます。

領収書など、実際に支出した額や使途を客観的に確認できる書類等の添付が必要です。

＜留意事項＞

① 模擬試験やオープンキャンパス等の大学等の受験のための準備に要する費用については対象とはなりません。

② 特別育成費（大学等受験費）と（独）日本学生支援機構の受験料等支援については優先関係なく、同一年度に両方の支援を活用することも可能です。

③ 同一年度に支援を併用する場合は、特別育成費（大学等受験費）において、「大学等を受験するに当たって必要となる経費の実費から、日本学生支援機構の支援額（20 万円）を控除した金額」を基に支弁額を設定。

※7 医療費

就労し、最初の賃金を得る月までの間が対象で、国民健康保険等に加入している（国民健康保険等の加入手続き中の場合や国民健康保険等に加入できない特段の事情がある場合を含む）入所児童が医療機関又は薬局で支払った自己負担額について措置費で請求が可能。

請求にあたっては、様式7「医療費（支払証明書）」及び領収書原本を提出すること。

※高校生や大学生といった学業が生活の中心である児童等については、アルバイト収入があったとしても支弁対象となります。

※8 冷暖房費

【毎月が対象】その月の初日（1 日）の措置児童数

■※8－1 自立援助ホーム A…

以下に該当するもの（別に定める基準に該当する児童等）で、請求に当たっては様式1「冷暖房費申請書」の提出が必要。

1. 障害等を有しており、就労等が困難で収入がない児童（子どもシェルターに保護されている児童等を含む）。なお、このうち企業等を退職した場合（月初日を除く。）は翌月から対象とすること。
2. 児童養護施設等に入所できない高校生であって就労等による収入がない児童等

児童の状況を伺うため、申請書の提出前に、事前にこども家庭課へ相談ください。

■※8－2 自立援助ホーム B・・・・自立援助ホーム A 以外。

※9　職業補導費

義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通う児童が対象。
※職業補導機関の長の証明書添付が必要。

■※9－1　職業補導費…教科書代等に充てられる費用。

■※9－2　交通費…普通旅客運賃の定期乗車券の実費。ただし、最も経済的な通常の経路及び方法によるもの。

※10　就職支度費　・　大学進学等自立生活支度費

【重要】
・児童自立生活援助事業の児童は委託解除時に、既に就職（進学）している者も対象。
・児童一人につき、1回限りの支弁となることから、過去に就職支度費（大学進学等自立生活支度費）を支弁された児童等は対象外となる。

■※10－1　一般分

就職するため委託が解除されることとなった児童が対象。
経費の使途は、必要な寝具類、被服類等の購入費。
解除日の属する月の精算に計上を行い、施設から児童へ現物給付の方法で支給を行ってください。

進学するため委託が解除されることとなった児童が対象。
経費の使途は、必要な学用品及び参考図書類等の購入費。
措置が解除となり解除日の属する月の措置費に計上を行い、施設から児童へ現物給付又は、児童の口座へ振込を行う方法で支給を行ってください。

＜留意事項＞

① 児童の領収書は不要。
② ※10－2　特別基準を申請の場合は、就職内定書(合格通知書)の添付は不要。

■※10－2　特別基準

・就職又は、進学に際し必要な住居費、生活費等。
・一般分（10－1）の対象児童のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて、こども家庭課において認定された場合に、請求が可能。 ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付をいう。）の受給者である場合には対象となりません。

特別基準の対象となるのは、下記に定める基準に該当する児童です。
（1）保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童等
（2）保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するために必要な経済的援助が見込まれない児童等

＜留意事項＞

① 管轄のこども家庭センターに申請後、認定通知を受けた後、精算書に計上を行ってください。（措置解除前に申請、認定を受ける必要があります。）

② 報告書(様式８－１（就職支度特別基準の場合）、９－１（大学等進学特別基準の場合））に、児童の領収書を添付し、こども家庭課へ提出が必要。

※11 受託支度費

受託支度費の対象となるのは、下記に定める基準に該当する児童です。

① 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童等

② 保護者がいる場合でも養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく保護者から必要な経済的援助が見込まれない児童等

経費の使途は、新たに児童が入所した際に、初期費用として必要となる物品の購入費用等（食品等対象外）として、入所児童のために支出した経費。
対象期間は、入所の決定に向けた手続きを開始した日から、正式入所日から1か月までの期間に限ります。

請求に当たっては（様式10）「受託支度費申請書」の提出が必要。

① 施設において必要事項を記入し、児童の管轄のこども家庭センターへ提出

② こども家庭センターで、意見欄を記入後、県こども家庭課へ提出。

③ 県こども家庭課で、書類を確認し申請施設に、請求可否の連絡を行う。

➢ 請求可の場合 → 受託月又は受託月の翌月の精算書に計上を行うこと。

※12 予防接種費

次に定める予防接種にかかる実費相当額。

① （様式12）「予防接種費支払証明書」に必要な書類を添付し提出のうえ、精算額内訳書の「予防接種費」欄に計上を行ってください。

② 各自治体から助成（補助）を受けた場合は、助成額を差し引いた額が措置費の請求額となります。

【※措置費で支払い可能な予防接種の種類については次ページを参考にしてください。】

<table>
<tr><th colspan="6">措置費で支払いが可能な予防接種の種類</th></tr>
<tr><td colspan="2">破傷風トキソイド</td><td colspan="2">RS ウイルス</td><td colspan="2">流行性耳下腺炎（おたふく風邪）</td></tr>
<tr><td colspan="6">予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する下記のA類疾病を予防するための予防接種</td></tr>
<tr><td></td><td>ジフテリア</td><td>百日せき</td><td>急性灰白髄炎</td><td colspan="2">麻しん</td></tr>
<tr><td></td><td>風しん</td><td>日本脳炎</td><td>破傷風</td><td colspan="2">結核</td></tr>
<tr><td></td><td>Hib感染症</td><td colspan="2">肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）</td><td colspan="2">ヒトパピローマウイルス感染症</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">新型インフルエンザ(※1)等感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。）、指定感染症（感染症法第六条第八項に規定する指定感染症をいう。）又は新感染症（感染症法第六条第九項に規定する新感染症をいう。）であって、その全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる疾病として政令で定める疾病(※2)</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">(※2)政令で定めるA類疾病</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>痘そう（天然痘）</td><td>水痘（水ぼうそう）</td><td>B型肝炎</td><td>ロタウイルス</td></tr>
</table>

（※1）季節性インフルエンザとは異なります。

注意　その他の予防接種に係る費用は、事務費に積算されているため、別に支払うことは出来ません。

注意　新型コロナウイルスは、B 類疾病にあたるため、予防接種費の対象外。

※13　防災対策費

防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入等、総合的な防災対策の充実にかかる経費の実費の合算額（ただし、45万円以内）で、3月分の措置費で請求可能です。

＜留意事項＞

① 請求可能な範囲としては、長期備蓄が可能なものや家具の転倒防止等の防災対策に特化した物品の購入費用、防災を目的とした訓練等への参加費用とする。

② 日常用と防災用の区別がつかないものは、請求が出来ません。（例：衣服など、一般生活費と使途が重複するような物品等）

③ その他、防災対策費として請求したものを災害時以外に使用した場合には、使用した物品相当額を返還していただきますので、請求及び使用の管理にご留意ください。

※14 視力矯正費

児童が日常生活を営む上で必要な視力矯正のための眼鏡等を購入する経費。

注意 請求にあたっては、視力矯正費事務取扱要領を確認の上、「視力矯正費申請書」を提出してください。

- 前回購入時から4年以内の修理及び購入については、事前にこども家庭課にご相談ください。（視力低下によるレンズ購入を除く。）

【上限額】

（1）購入する場合

種目	乱視の有無	支弁限度額	備考
眼鏡一式 （矯正用）	なし	20,200 円 （税込 22,220 円）	価格はレンズ２枚１組のものとし、枠を含むものであること。 乱視を含む場合は片眼又は両眼にかかわらず、支弁限度額は同額とする。
	あり	24,550 円 （税込 27,005 円）	

（2）一部修理（レンズ交換を含む）する場合

種目	修理部位	乱視の有無	支弁限度額
眼鏡（矯正用） レンズ・枠の購入	枠		8,000 円 （税込 8,800 円）
	矯正用レンズ１枚	なし	6,450 円 （税込 7,095 円）
		あり	10,800 円 （税込 11,880 円）
	矯正用レンズ２枚	なし	12,900 円 （税込 14,190 円）
		あり	17,250 円 （税込 18,975 円）

8 様 式 一 覧 表

※下記の証明書のうち、法人理事長（施設長）が証明する書類は押印不要。

様式No.	様 式 名
（様式1）	冷暖房費申請書
（様式2）	教材費証明書
（様式2－1）	教育費（交通費）支払証明書
（様式2－2）	教育費（部活動費）支払証明書
（様式2－3）	教育費（資格取得等特別加算費）申請書
（様式3）	交通費（通学証明書）
（様式4）	学校給食費証明書
（様式5）	見学旅行参加証明書
（様式6）	特別育成費支払証明書
（様式6－1）	特別育成費（交通費）支払証明書
（様式6－2）	特別育成費（入学時特別加算費）支払証明書
（様式6－3）	特別育成費（資格取得等特別加算費）申請書
（様式6－4）	特別育成費（補習費）証明書
（様式6－5）	特別育成費（補習費特別）証明書
（様式6－6）	特別育成費（大学等受験費）支払証明書
（様式7）	医療費支払証明書
（様式8）	就職支度費特別基準申請書
（様式8－1）	就職支度費特別基準支給報告書
（様式9）	大学進学等自立生活支度費特別基準申請書
（様式9－1）	大学進学等自立生活支度費特別基準支給報告書
（様式 10）	受託支度費申請書
（様式 11）	受託支度費支払証明書
（様式 12）	予防接種費支払証明書

（様式 13）	防災対策費支払証明書
（別記様式）	視力矯正費申請書

９ 各様式 ～記入例～

≪記入例≫

（様式１）

冷　暖　房　費　申　請　書

広島県知事　様

令和●●年●●月●●日

法人（施設）名
理事（施設）長名

標記について、次のとおり申請します。
また、要件に該当しなくなった場合は、遅滞なく報告します。

自立援助ホーム名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名	該当する条件	適用年月	備考欄
○○　○○	1	令和●年●月 ～	児童の状況を記入
△△　△△	2	令和●年●月 ～	

※　該当する条件には以下の該当する番号を記載すること。

１ 障害等を有しており、就労等が困難で収入がない児童（子どもシェルターに保護されている児童等を含む。）。なお、このうち企業等を退職した場合（月初日を除く。）は翌月から対象とすること。
（※備考欄に就労等が困難で収入がない状況を記入）

２ 児童養護施設等に入所できない高校生であって就労等による収入がない児童等
（※備考欄に就労・収入の有無及び状況を記入）

≪記入例≫

（様式２）

教　材　費　証　明　書

次の児童が使用する次の品目（令和　　年度第　　四半期分）は、教科書に準ずる正規の教材であることを証明します。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

学校所在地
学校名及び
学校長名　　㊞

児　童　名	学年	金　額	品　目	
			教科※	教材
A	高等部 １年	300	国語	国語のドリル
〃	〃	560	道徳	みんなの道徳
〃	〃	450	算数	計算ドリル
B	高等部 １年	320	数学	サマースクール数学
〃	〃	3，000	英語	和英辞典
〃	〃	580	技術	作品材料費（技術家庭）
〃	〃	260	音楽	ミュージックノート
合　計		○○○○円		

※上記金額領収日　令和　　年　　月　　日（全額領収した最終日を記載してください。）

≪記入例≫

（様式２－１）

教 育 費 （ 交 通 費 ） 支 払 証 明 書

次の児童の通学にかかる経費（令和　　年度第　　四半期分）は、以下のとおりです。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

法人（施設）名

理事（施設）長名

児　童　名	学年	金　額	備　考
A	高等部 1 年	15,000	① バス□□～□□間 6 ヶ月定期 ② JR□□～□□間・6 ヶ月定期
B	高等部 2 年	9,000円	JR□□～□□間3ヶ月定期代
合　計		×××円	

・領収書や定期券（写）を添付してください。

≪記入例≫

（様式２－２）

教 育 費 （ 部 活 動 費 ） 支 払 証 明 書

次の児童の部活動にかかる経費（令和　　年度第　　四半期分）は、以下のとおりです。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

法人（施設）名
理事（施設）長名

児　童　名	学年	クラブ名	金　額	備　考
A	高等部 1年	サッカー	8，000	スパイク
〃	〃	〃	900	遠征費 〇月〇日 JR 広島駅⇔呉駅
B	高等部 2 年	バスケット	1，500	協会（選手）登録料
合　計			×××円	

・顧問の先生や購入店舗等の領収書を添付してください。
また、遠征の案内等学校からのお知らせを必ず添付してください。

≪記入例≫

（様式２－３）

教育費（資格取得等特別加算費）申請書

令和●●年●●月●●日

広島県知事　様

法人（施設）名
理事（施設）長名

標記について、次のとおり申請します。

１．施設名	●　●　　●　●
２．対象児童名	○　○　　○　○
３．希望する資格又は講座等名称	自動車運転免許
４．資格又は講座等の実施者名	△△ドライビングスクール
５．本申請の対象児童への加算実績の有無	無し
６．本申請以外の補助の有無 （有の場合は、補助の名称及び補助額）	有 県社協の就職奨励金　補助額 20 万円

・受講料等支払いの証明となるもの（領収書等の写し）を添付してください。

・請求する前に申請（こども家庭課あて）を行ってください。

≪記入例≫

（様式3）

交 通 費 （ 通 学 証 明 書 ）

次の児童が、通学に次の交通機関等を利用することを許可したことを証明します。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

学校所在地

学校名及び

学校長名 ㊞

児　　童　　名	学年	利用交通機関等
A	中1	自転車
B	中1	バス□□～□□間

≪記入例≫

（様式４）

学　校　給　食　費　証　明　書

次の児童の学校給食費（令和　　年　　月分）は、以下のとおりであることを証明します。

令和 ●● 年●月 ●● 日

法人（施設）名
理事（施設）長名

児　　童　　名	学年	金　　額	備　　考
A	小3	4,500	@225 円×20 日分
合　計		4,500円	

・学校給食費支払いの証明として、通帳の写し等を添付してください。

・学校給食費のほかに諸費等も含めて引き落としがある場合は、月額の徴収金額の内訳が確認できる資料（学校からの案内文等）を追加で添付してください。

≪記入例≫

（様式５）

見 学 旅 行 参 加 証 明 書

次の児童が、見学旅行に参加したことを証明します。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

学校所在地
学校名及び
学 校 長 名　　㊞

児　　童　　名	学年	日付	行先
A	高2	令和●●年●●月●●日 から 令和●●年●●月●●日	山口、福岡

≪記入例（1）≫

（様式6）

特　別　育　成　費　支　払　証　明　書

次の児童の特別育成費にかかる経費（令和　　年度第　1　四半期分）は、以下のとおりです。

① 本証明書は，四半期毎（3 か月分）をまとめて作成すること。
② 精算書への計上は，各四半期の最終月（6 月,9 月,12 月,3 月）の欄に計上を行うこと。
③ 請求は，実費相当額を年額上限の範囲で請求を行い，年額上限に満たない場合は，その満たない額となる。
よって，児童毎に請求額の記録や書類を整理して，しっかり保管してください。

経費の種別
A） 授業料
B） クラブ費
C） その他の学校納付金
D） 教科書代
E） 学用品費
F） その他の教科学習費
G） 習い事
H） 学習に用いる通信端末の購入・利用に係る費用

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

法人（施設）名
理事（施設）長名

児童名	学年	金額	内訳	当該年度の既請求額
【例】 〇〇　〇〇	公高1	×××円	・クラブ費（部費 3 か月分、遠征費）××円 ・教科書代××円 ・学校納付金(PTA)　××円	0円
【例】 △△　△△	私高2	×××円	別紙のとおり	0円
合　計		×××円		

内訳数が多い場合は，別紙一覧表を添付していただいても良いです。

・支出の確認書類として、領収書等（写し可）を添付してください。

≪記入例（2）≫

（様式6）

特　別　育　成　費　支　払　証　明　書

次の児童の特別育成費にかかる経費（令和　　年度第　2　四半期分）は、以下のとおりです。

🗐　経費の種別

A）　授業料
B）　クラブ費
C）　その他の学校納付金
D）　教科書代
E）　学用品費
F）　その他の教科学習費
G）　習い事

学習に用いる通信端末の購入・利用に係る費用

令和　●●　年　●　月　●●　日

法人（施設）名
理事（施設）長名

第1～第3四半期の請求額を記載。

児童名	学年	金額	内訳	当該年度の既請求額
【例】 A	公高1	□□□円	・クラブ費（部費 3 か月分、遠征費）××円 ・教科書代××円 ・学校納付金(PTA)　××円	×××円 （第1四半期の請求額を記入）
【例】 B	私高2	□□□円	別紙のとおり	×××円 （第1四半期の請求額を記入）
合　計		□□		

内訳数が多い場合は，別紙一覧表を添付していただいても良いです。

・支出の確認書類として、領収書等（写し可）を添付してください。

≪記入例≫

（様式６－１）

特 別 育 成 費 （ 交 通 費 ） 支 払 証 明 書

次の児童の通学にかかる経費（令和　　年度第　　四半期分）は、以下のとおりです。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

法人（施設）名
理事（施設）長名

児　　童　　名	学年	金　　額	備　　考
A	公高1	15,000	① バス□□～□□間 6 ヶ月定期 ② JR□□～□□間・6 ヶ月定期
B	私高2	9,000円	JR□□～□□間3ヶ月定期代
合　計		×××円	

・領収書や定期券（写）を添付してください。

・現金で乗車する場合は、領収書を必ず取得してください。

≪記入例≫

（様式6-2）

特別育成費（入学時特別加算）支払証明書

次の児童の高等学校入学に際し必要な学用品費（令和　　年　　月分）は、以下のとおりです。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

法人（施設）名
理事（施設）長名

児　童　名	学年	請求額 （118,200 円を上限として、実費を合算した額）	内訳
【例】 A	公高1	×××円	制服・指定学用品等　（別紙の通り）
【例】 B	私高 1	×××円	制服代
措置費請求額合計		×××円	

内訳数が多い場合は，別紙一覧表を添付していただいても良いです。

・学用品費支出の確認書類として、領収書等（写し可）を添付してください。

≪記入例≫

（様式６－3）

特別育成費（資格取得等特別加算費）申請書

令和●●年●●月●●日

広島県知事　様

法人（施設）名
理事（施設）長名

標記について、次のとおり申請します。

1．施設名	●　●　　●　●
2．対象児童名	○　○　　○　○
3．希望する資格又は講座等名称	自動車運転免許
4．資格又は講座等の実施者名	△△ドライビングスクール
5．本申請の対象児童への加算実績の有無	無し
6．本申請以外の補助の有無 （有の場合は、補助の名称及び補助額）	有 県社協の就職奨励金　補助額 20 万円

・受講料等支払いの証明となるもの（領収書等の写し）を添付してください。

・請求する前に申請（こども家庭課あて）を行ってください。

≪記入例≫

（様式６－４）

特 別 育 成 費 （ 補 習 費 ） 証 明 書

次の児童が、学習塾等を利用し補習を受けたことを証明します。
（令和　　年　　月分）

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

＜補習を実施した学習塾等の情報＞
所在地
名称
代表者氏名　　㊞

（月額上限 20,000 円のため)実費相当額が請求額となる。

児　　童　　名	学年	請求額	内　　容
A	高1	14,800 円	・▲月分授業料 14,800 円
B	高3	25,000 円	・▲月分授業料 30,000 円
措置費請求額合計		×××円	

月額上限 25,000 円のため,上限額が請求額となる。

・請求額は、1・2 学年は 20,000 円、3 学年は 25,000 円を月額上限として実費を合算した額。

≪記入例≫

（様式６－５）

特 別 育 成 費 （ 補 習 費 特 別 ） 証 明 書

次の児童が、個別学習支援を受けたことを証明します（令和　　年　　月分）。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

＜個別学習支援を実施した学習塾等の情報＞

所在地

名称

代表者氏名　　㊞

（月額上限 25,000 円のため)実費相当額が請求額となる。

児　　童　　名	学年	請求額	内　　容
A	高1	10,000 円	・▲月分授業料 10,000 円
B	高3	25,000 円	・▲月分授業料 30,000 円
措置費請求額合計		×××円	

月額上限 25,000 円のため,上限額が請求額となる。

・請求額は、25,000 円を月額上限として実費を合算した額。

≪記入例≫

（様式６－６）

特別育成費（大学等受験費）支払証明書

次の児童の特別育成費にかかる経費（　　年度第　　四半期分）は、以下のとおりです。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

法人（施設）名

理事（施設）長名

児　童　名	金　額	備　考
○○ ○○	18，000	●●大学　受験料
	35,000	▲▲大学　受験料
	7，500	▲▲大学　交通費
	18，000	大学入学共通テスト
合　計	×××円	

≪記入例≫

（様式7）

医　療　費（　支　払　証　明　書　）

次の対象者の医療費にかかる経費（　　年度第　　四半期分）は、以下のとおりです。

令和　●●　年　●　月　●●　日

法人（施設）名

理事（施設）長名

対象者名	区分	支払月日	医療機関名等	金額
A	■学生 □就労していない	●月　●日	□□□□□医院	3,200 円
B	□学生 ■就労していない	○月　○日	□□□□□病院	1,500 円
B	□学生 ■就労していない	○月　○日	□□□□□薬局	520 円
	□学生 □就労していない	月　　日		
	□学生 □就労していない	月　　日		
	□学生 □就労していない	月　　日		
合　計				5,220 円

・支出の確認書類として、領収書等（写し可）を添付してください。

・学生の場合は在学証明書を提出してください既に今年度ご提出いただいている場合は不要です。

・就労していない場合であっても、アルバイトを辞めるなど就労状態ではなくなった月は対象になりません。

≪記入例≫

（様式8）

就 職 支 度 費 特 別 基 準 申 請 書

令和 ●●年●月●●日

広 島 県 知 事　様

法人（施設）名
理事（施設）長名

標記について、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td>1 施設名（種別）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>2 設置主体</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>3 経営主体</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>4 住　　所</td><td colspan="3">広島市中区基町10－52</td></tr>
<tr><td rowspan="9">5 対象児童等の状況</td><td colspan="2">対象児童等の氏名</td><td>○ ○　○ ○</td></tr>
<tr><td colspan="2">措置（委託）年月日</td><td>令和■■年■■月■■日</td></tr>
<tr><td colspan="2">措置（委託）解除予定年月日</td><td>令和△△年△△月△△日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">就職先</td><td>名　　称</td><td>（株）○○○</td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td>広島市○○区△△町 1-1</td></tr>
<tr><td>就職予定日</td><td>令和◇◇年◇◇月◇◇日</td></tr>
<tr><td colspan="2">年金受給の状況</td><td>無し</td></tr>
<tr><td colspan="2">保護者の状況</td><td>パート就労をしているが、生活に余裕はなく、就職に当たっての援助は受けられない状況である。</td></tr>
<tr><td>6 こども家庭センター所長の意見</td><td colspan="3">児童の管轄のこども家庭センターに提出した後，こども家庭センターにて記載。こども家庭センターからこども家庭課にこの申請書の提出を行う。</td></tr>
</table>

・就職先の採用通知書等の写しを添付してください。

≪記入例≫

（様式８－１）

就 職 支 度 費 特 別 基 準 支 給 報 告 書

令和 ●●年●月●●日

広 島 県 知 事　様

法人（施設）名
理事（施設）長名

このことについて、次のとおり報告します。

1 施設名（種別）	（　　施設）	
2 設置主体		
3 経営主体		
4 所在地	広島市中区基町１０－５２	
5 対象児童等の状況	対象児童等の氏名	○ ○　○ ○
	措置（委託）年月日	令和■■年■■月■■日
	措置（委託） 解除年月日	令和△△年△△月△△日
	就職先名称 所在地 就職年月日	（株）○○○ 広島市○○区△△町 1-1 令和△△年××月××日
	就職支度費特別基準 認定年月日	令和△△年××月○○日
	支給年月日	令和△△年○○月○○日

・対象児童本人の領収書を添付してください。

≪記入例≫

（様式９）

大学進学等自立生活支度費特別基準申請書

令和 ●●年●月●●日

広 島 県 知 事　様

法人（施設）名
理事（施設）長名

標記について、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td>1 施設名（種別）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>2 設置主体</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>3 経営主体</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>4 住　　所</td><td colspan="3">広島市中区基町10－52</td></tr>
<tr><td rowspan="9">5 対象児童等の状況</td><td colspan="2">対象児童等の氏名</td><td>○ ○　○ ○</td></tr>
<tr><td colspan="2">措置（委託）年月日</td><td>令和■■年■■月■■日</td></tr>
<tr><td colspan="2">措置（委託）解除予定年月日</td><td>令和△△年△△月△△日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">進学先</td><td>名　　称</td><td>○○○大学</td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td>広島市○○区△△町 1-1</td></tr>
<tr><td>就職予定日</td><td>令和◇◇年◇◇月◇◇日</td></tr>
<tr><td colspan="2">年金受給の状況</td><td>無し</td></tr>
<tr><td colspan="2">保護者の状況</td><td>パート就労をしているが、生活に余裕はなく、就職に当たっての援助は受けられない状況である。</td></tr>
<tr><td>6 こども家庭センター所長の意見</td><td colspan="3">児童の管轄のこども家庭センターに提出した後，こども家庭センターにて記載。こども家庭センターからこども家庭課にこの申請書の提出を行う。</td></tr>
</table>

・進学先の合格通知書等の写しを添付してください。

≪記入例≫

（様式９－１）

大学進学等自立生活支度費特別基準支給報告書

令和 ●●年●月●●日

広 島 県 知 事　様

法人（施設）名
理事（施設）長名

このことについて、次のとおり報告します。

1 施設名（種別）	（　　施設）	
2 設置主体		
3 経営主体		
4 所在地	広島市中区基町１０－５２	
5 対象児童等の状況	対象児童等の氏名	○ ○　○ ○
	措置（委託）年月日	令和■■年■■月■■日
	措置（委託） 解除年月日	令和△△年△△月△△日
	進学先名称 所在地 進学年月日	○○○大学 広島市○○区△△町 1-1 令和△△年××月××日
	大学進学等自立生活支度費特別基準認定年月日	令和△△年××月○○日
	支給年月日	令和△△年○○月○○日

・対象児童本人の領収書又は、振込票の写しを添付してください。

≪記入例≫

（様式 10）

受　託　支　度　費　申　請　書

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

広 島 県 知 事　様

法人（施設）名
理事（施設）長名

自立援助ホーム名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

標記について、次のとおり申請します。

対象児童等の氏名	△△　△△
該当する条件	1　又は　2
こども家庭センターの意見 保護者の状況等	児童の管轄のこども家庭センターに提出した後、こども家庭センターにて記載。こども家庭センターからこども家庭課にこの申請書の提出を行う。 （記入者） こども家庭センター名　〇〇こども家庭センター 記入者氏名　□ □ □ □

※ 該当する条件には以下の該当する番号を記載すること。

1 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童等

2 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から必要な経済的援助が見込まれない児童等

※ こども家庭センター担当者が意見欄を記入した後、県こども家庭課に提出を行うこと。

≪記入例≫

（様式 11）

受　託　支　度　費　支　払　証　明　書

次の児童にかかる受託支度費（令和　　年　　月分）は、以下のとおりです。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

法人（施設）名
理事（施設）長名

児童名	内容	個数	金額	備　考
○○　○○	寝具一式	1 セット	×××円	レシート①
	ベッド	1.	×××円	レシート②
	学習机	1.	×××円	レシート③
合　　計 （44,630 円を上限として、実費を合算した額）			×××円	

・支出の根拠となる領収書等の写しを添付してください。
・請求は、受託月または受託月の翌月までに計上を行ってください。

≪記入例≫

（様式 12）

予　防　接　種　費（　支　払　証　明　書　）

次の児童の予防接種にかかる経費（令和　　年度第　　四半期分）は、以下のとおりです。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

法人（施設）名

理事（施設）長名

児　　童　　名	学年	予防接種の種類	接種年月日	金　　額	自治体の助成の有無
○○　○○	高1	□□□□□□	H30.12.1	5，000	㊥ ・ 無
△△　△△	他	●●●●	H30.12.16	3，500	有 ・ ㊥
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
合　計				8，500 円	

自治体から助成（補助）を受けた場合は，助成を除いた額が請求額となります。

添付書類

・医療機関の領収書（写し可）

・各自治体からの助成を受けた場合は助成額が分かるもの（助成を除いた額が請求額となります。

≪記入例≫

（様式 13）

防　災　対　策　費　支　払　証　明　書

次の児童にかかる防災対策費（令和　　年度分）は、以下のとおりです。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

法人（施設）名

理事（施設）長名

内容	個数	金額	備　考
○○○	1 セット	×××円	レシート①
□□□	1.	×××円	レシート②
△△△	1.	×××円	レシート③
合計		円	

・支出の根拠となる領収書等の写しを添付してください。

・3月分の措置費で請求を行うこと。

≪記入例≫

別記様式

視力矯正費申請書

年　　月　　日

広島県健康福祉局こども家庭課長　様

住　所

代表者名

次により、視力矯正費を申請します。

<table>
<tr><td colspan="2">住所又は施設名</td><td colspan="3">□□□施設</td></tr>
<tr><td rowspan="2">児童</td><td>氏　名</td><td colspan="3">□□　□□</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td>平成●年　●月　●日</td><td>措置・委託年月日</td><td>令和▲年　▲月　▲日</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">申請種別</td><td colspan="3">いずれかに○をつけてください。
眼鏡一式購入　・　眼鏡一部修理（レンズ交換を含む）</td></tr>
<tr><td colspan="3">一部修理（レンズ交換を含む）の場合は、修理部位に○をつけてください。
枠　・　レンズ１枚　・　レンズ２枚</td></tr>
<tr><td colspan="2">申請額</td><td colspan="3">15,300　円（税込）</td></tr>
</table>

※眼鏡等購入時の領収書（写し可）を添付すること。

意見書部分は、眼科医にて記入ください。

意　見　書

<table>
<tr><td>傷病名</td><td>□□□□□□□</td><td>乱視
有・無</td></tr>
<tr><td>種類</td><td colspan="2">□□□□□□□</td></tr>
<tr><td>視力矯正を必要と認める理由</td><td colspan="2">（具体的に）
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□</td></tr>
<tr><td colspan="3">上記の通り要するものと認めます。
令和●　年　●　月　●　日　　医師　住所□□□□□□
氏名　□□□医院　□□　□□　印</td></tr>
</table>